

## 平成 30 年度宮崎県立美術館「美術館サポーター（ボランティア）」募集要項

### 1 目的

当館の日常活動の支援を希望する県民の中から適任者を「美術館サポーター」として登録し、県民に親しまれる美術館としての当館運営の一層の充実に資する。

### 2 サポーターの活動内容

- (1) コレクション展示室での鑑賞サポート及び監視補助
- (2) 来館者の案内及び対応（通訳、手話含む）
- (3) 各種講座等の補助（子ども美術教室、講演会等）
- (4) 美術館事業の広報・宣伝の補助
- (5) 資料整理補助
- (6) その他必要な補助活動（翻訳含む）

※上記のうち希望するものを選択して活動する。

※複数部門での活動も可。

### 3 条件

- (1) 宮崎県立美術館の事業に理解と関心を持ち、館の活動に積極的に協力できる方。
- (2) 美術館での活動に意欲を持ち、当該年度内において継続して活動できる方。
- (3) 所要の研修（事前研修・その他の研修等）を受講できる方。
- (4) 年齢 18 歳以上の方。
- (5) 活動は無報酬であることを理解いただき、また交通費、食事代等の経費を自己負担できる方。

### 4 応募方法

- (1) 応募用紙に必要事項を記入の上、美術館に直接持参又は郵送する。電話、メールでの応募は不可とする（いずれも受付時間は、開館日の午前 10 時から午後 5 時まで）。

### 5 募集、選考方法及び登録

- (1) 募集人員 30 名程度
- (2) 募集期間は平成 29 年 9 月 1 日（金）から同 12 月 20 日（水）までとする。
- (3) 事前研修の受講者の中から選考のうえ候補者を決定し、宮崎県立美術館サポーター登録について同意があった方のみ登録する。

### 6 任期及び登録、退会、抹消

- (1) 宮崎県立美術館サポーター登録用紙の提出を以て、美術館サポーター登録についての同意とみなす。この登録の有効期間は当該登録の日からその登録に係る年度の末日までとする。
- (2) 途中で退会する場合は、書面にて退会届けを提出し、その受付けの日を以て退会の日とするものとする。
- (3) 次の各号に該当する場合には登録を抹消する。
  - ①登録の辞退を申し出たとき
  - ②活動内容の決定後に 6 か月以上継続して無断で当該活動を休止したとき
  - ③当館の信用を著しく損なう行為があったとき

### 7 研修

- (1) 事前研修  
応募者を対象に本サポーターの基本的知識に係る事前研修（6 講座・全 3 日間 ※別紙のとおり）を行う。
- (2) その他の研修  
必要に応じ、専門別・部門別の研修を行う。

### 8 その他

登録者に係るボランティア活動保険については、宮崎県立美術館において加入の手続きをするものとする。